



2023年10月13日

各位

会社名 株式会社 ココナラ
代表者名 代表取締役社長 CEO 鈴木歩
(コード番号 4176 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 松本 成一郎
(TEL 03-6712-7771)

新株予約権（有償ストック・オプション）の行使条件変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、過去に有償ストックオプションとして発行した新株予約権の行使条件の一部を変更することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社は、売上高表示の方法について、2024年8月期より、営業収益を売上高として表示することとしたため、以下のとおり行使条件を変更するものです。

2. 行使条件を変更する新株予約権

第14回有償ストック・オプション（2022年10月18日開催の取締役会決議）

3. 変更の内容

変更前	変更後
<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者は、2025年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された連結損益計算書を意味する。）に記載された<u>営業収益</u>が 6,800 百万円を超過している場合、又は 2026年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書に記載された<u>営業収益</u>が 7,200 百万円を超過している場合、又は 2027年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書に記載された<u>営業収益</u>が 7,600 百万円を超えていた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>なお、当該<u>営業収益</u>の判定に際しては、適用され</p>	<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権者は、2025年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された連結損益計算書を意味する。）に記載された<u>売上高</u>が 6,800 百万円を超過している場合、又は 2026年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書に記載された<u>売上高</u>が 7,200 百万円を超過している場合、又は 2027年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書に記載された<u>売上高</u>が 7,600 百万円を超えていた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>なお、当該<u>売上高</u>の判定に際しては、適用され</p>

る会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。	会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。
--	---

以 上